

育児休業中の保育園利用について

現在、本市では保育園等を利用しているお子さんの保護者が、育児休業を取得する際に、そのお子さんが3歳児クラス未満の場合には、産後2か月後の月末をもって退園していただいております。

しかしながら、近隣市では、短期間で退園、再入園を繰り返すことや児童の生活リズムへの影響を考慮し、2歳児を基準とした運用を行っている自治体や、今後、3歳児基準の見直しを検討している自治体があります。

また、2歳児以下を対象に保育を実施する小規模保育事業では、育児休業を理由に2歳児が退園すると、その後の新規利用者が見込めず、園児数が確保できないケースが発生し、施設の運営に影響を生じる場合もあります。

短期間で保育環境が変化することに対する児童への影響や、保護者の負担への配慮とともに、今後の待機児童の発生見込み、定員の空き状況など、様々な要因を考慮し、育児休業中の保育園等の継続利用年齢について、下記のとおり見直しを検討しています。

記

1. 見直し内容

【現行】

継続利用対象者	3歳児クラス以上
新規利用対象者	3歳児クラス以上

【変更後】

継続利用対象者	<u>2歳児クラス以上</u>
新規利用対象者	3歳児クラス以上

2. 見直しの時期

令和4年4月1日より